

町役場などで書き換えるもの

(令和6年9月21日以降)

書類などの名称	担 当 課	摘 要
◆住民票 ◆印鑑登録 ◆戸籍・戸籍の附票	町民生活課 Tel345-1117	町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆国民健康保険 ・被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ◆後期高齢者医療被保険者証	町民生活課 Tel345-1117	令和6年9月24日(火)以降、郵送により対象者に送付いたします。不要になった被保険者証は、来庁の際町民生活課、福祉課、または杜の丘出張所へご返却ください。
◆介護保険被保険者証 ◆心身障害者医療費受給者証	福祉課 Tel345-7221	
◆国民年金に加入している方 (年金を受給していない方)	町民生活課 Tel345-1117	手続きの必要はありません。
◆国民年金、厚生年金を受給されている方		
◆犬の登録		町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆あんしん子育て医療費受給者証 ◆母子父子家庭医療費受給者証	子ども家庭課 Tel345-7503	令和6年9月24日(火)以降、郵送により対象者に送付します。不要になった受給者証は、来庁の際、子ども家庭課または杜の丘出張所へ返納してください。
◆児童扶養手当		対象者へ個別通知します。
◆児童手当 ◆保育所		町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆固定資産関係台帳、原動機付き自転車(125cc 以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識と交付証明書	税務課 Tel345-1116	町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。 ただし、法人の事業所は、所在地の変更届が必要となります。
◆町内の小・中学校	教育委員会 Tel345-7507	手続きは不要です。 (町内の小・中学校以外の学校等については裏面をご覧ください)
◆上下水道関係	上下水道課 Tel345-2850	町役場で書き換えますので、届出の必要はありません。
◆土地、建物等の所在欄	所轄の法務局	土地・建物登記簿の表題部(土地・建物の表示)の所在欄は法務局が書き換えます。(※1参照)